

杉丸太の彫刻に挑戦!

10月14・15日に都市農村交流センターにて「第3回エコフェスタin千葉」が開催されました。
(関連記事10頁です)



主な内容

平成18年度 上半期の財政事情	……2~3P
第58回 人権週間	……8P
「第3回エコフェスタin千葉」開催される	…10P
ながら新鮮いきいきまつり開催される	…11P
野外での焼却は禁止されています	…13P
税務署からのお知らせ	……14P
お知らせ	……15P
悪質商法の手口と注意点・対処法	…16P
地域安全ニュース	……17P
各種相談	……18P

ながら

広報

人口と世帯数

(平成18年11月1日現在)

人口	8,406人 (-16)
男	4,195人 (-14)
女	4,211人 (-2)
世帯数	2,798世帯(-1)
	()内は前月比



No.290 平成18年11月17日発行

発行・編集/長柄町役場総務課 ☎0475-35-2111 〒297-0298 千葉県長生郡長柄町桜谷712番地
長柄町ホームページ <http://www.town.nagara.chiba.jp/>

財政事情

財政状況の公表は、町民の皆さんに町の財政がどのように運営されているかを知っていただくため年2回実施いたします。

今回は平成18年度上半期（4月から9月）の執行状況をお知らせします。

33億5,000万円でスタートした平成18年度一般会計予算は、3回の補正を行い、9月末現在額は34億5,973万3千円（平成17年度からの繰越8,432万1千円を含む）です。予算額に対する収入済額の割合は54.8パーセント、支出済額の割合は36.8パーセントとなっております。

一般会計

単位：千円

歳入

予算額 3,459,733

収入済額 1,897,153

歳出

予算額 3,459,733

支出済額 1,272,977

区 分	予算額	支出済額
町 税	1,146,999	826,954
地 方 譲 与 税	142,000	55,839
利 子 割 交 付 金	3,100	1,032
配 当 割 交 付 金	1,000	1,271
株式等譲渡所得割交付金	1,000	9
地方消費税交付金	81,000	49,795
ゴルフ場利用税交付金	77,000	32,818
自動車取得税交付金	53,000	19,519
地方特例交付金	17,000	17,014
地方交付税	780,000	495,004
交通安全対策特別交付金	3,000	2,013
分担金及び負担金	35,108	16,586
使用料及び手数料	72,385	47,776
国庫支出金	157,106	13,699
県 支 出 金	144,474	14,568
財 産 収 入	18,652	13,638
寄 附 金	2	500
繰 入 金	219,002	0
繰 越 金	159,461	267,414
諸 収 入	68,144	19,404
町 債	280,300	2,300

区 分	予算額	支出済額
議 会 費	85,267	42,269
総 務 費	558,361	268,084
民 生 費	579,767	208,190
衛 生 費	492,467	192,410
農 林 水 産 業 費	296,772	72,118
商 工 費	18,422	10,217
土 木 費	354,091	83,341
消 防 費	150,440	78,101
教 育 費	479,552	145,743
災 害 復 旧 費	3	0
公 債 費	426,587	172,504
諸 支 出 金	13,004	0
予 備 費	5,000	0

平成18年度 上半期の

町の財産



土地	486,255m ²
建物	42,808m ²
基金	859,429千円

町債の内容

単位：千円

・総務債	998,449
・民生債	101,534
・衛生債	330,732
・農林水産業債	463,126
・商工債	21,825
・土木債	643,376
・教育債	487,441
・臨時財政対策債	935,990
・災害復旧債	4,222
・下水道債（農集）	527,198
・下水道債（浄化槽）	156,800
計	4,670,693

特別会計

単位：千円

国民健康 保険特別 会計	予算額	848,268
	収入済額	357,597
	支出済額	343,120

老人保健 特別会計	予算額	732,000
	収入済額	325,406
	支出済額	293,899

農業集落排水 事業特別会計	予算額	58,000
	収入済額	34,184
	支出済額	22,650

介護保険 特別会計	予算額	566,577
	収入済額	277,376
	支出済額	218,684

浄化槽事業 特別会計	予算額	159,000
	収入済額	24,994
	支出済額	32,045

人権擁護委員に尾高正男氏と神崎正志氏が委嘱される



尾高正男氏



神崎正志氏

このたび任期満了となった人権擁護委員に、法務大臣から平成18年10月1日付けで、尾高正男氏（榎本372・再任）と神崎正志氏（刑部3046・新任）が委嘱されました。

また、任期満了で退任された内藤泰雄氏（刑部2348）には、13年6か月間にわたり人権の擁護と人権思想の普及高揚に尽くされ、法務大臣から感謝状が贈呈されました。

人権擁護委員は、みなさんが日常生活において幸せな生活を守るため、人間としての権利や自由を擁護し、必要ときは関係機関へ連絡して、解決の促進を図ります。人権問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください。

神崎好功氏 長生郡市農林業技術功労賞受賞

去る10月4日一宮町で開催された「長生農業フォーラム2006」にて刑部の神崎好功氏が農林業技術功労賞の表彰を受けました。神崎氏は、安定的な経営をすすめるために体験農業やオーナー制を導入し、新しい農業経営の形を開発し、魅力ある農業を作り上げ、その活動が模範となっており、また長柄町グリーンツーリズム推進協議会会長や長柄町水稲営農組合連絡協議会会長として地域農業に大きく貢献されていることが評価され今回の受賞となりました。

- | | |
|-------------|---------------------|
| (略歴) S49～ | 就農 バラ園、水稲に励む |
| H7.10～H11.7 | 長柄町農村青年等結婚相談所所長 |
| H9.5～現在 | 認定農業者に認定 |
| H12.～現在 | 千葉県指導農業士に認定 |
| H16.2～現在 | 家族経営協定締結 |
| H16.2～現在 | 長柄町水稲営農組合連絡協議会会長 |
| H17.5～現在 | 長柄町グリーンツーリズム推進協議会会長 |



町へ防犯灯を寄贈

(東京電力株式会社)

去る11月7日、町の防犯のために役立ててほしいと、本年度も東京電力(株)から町へ防犯灯10基が寄贈されました。

寄贈された防犯灯は主に、子どもたちの通学路などに設置し、町民の皆さんひとり一人が少しでも安心して生活していただけるために役立てております。



東京電力(株)茂原営業センター鈴木所長から
目録を受取る成嶋町長

茂原交通安全協会長

行方正氏が警察協力功労者表彰を受賞

平成18年警察協力功労者の表彰式が、去る10月27日に千葉市のヴェルシオーネ若潮にて開催され、その席上で本町の行方正氏（刑部）が永年の交通安全活動の功績が認められ、交通安全功労者として千葉県警察本部長より表彰されました。



医療法人公明会塩田病院 長柄分院を建設中です



長柄町国府里地先（セブンイレブン・伊東商店隣接地）に勝浦市の医療法人公明会が塩田病院の長柄分院として（仮称）「福島孝徳記念クリニック」を来年秋に開院予定です。この診療所は脳神経外科で世界的権威である福島孝徳先生の手術が受けられる等、世界トップレベルの医療の実現を目指しているそうです。院長を福島先生の一番弟子である北原功雄先生（現塩田病院脳神経外科部長）が務め、最新医療設備や国内でもまだ十数台のサイバーナイフ（放射線治療装置）、世界初の術中CT（断層撮影装置）・DSA（血管撮影装置）を完備した手術室、屋上にはヘリポートも設置するとのこと。町、地元関係者と協議を進めながら既に工事に着手しております。

10月30日に、鍵穴手術で有名なアメリカ・デューク大学の福島先生と北原先生及び公明会の塩田理事（塩田病院副院長）が長柄町を訪れ、医療情勢や診療所について町長をはじめ町関係者が説明を受けました。難しい脳の手術の様子をゴルフに例えての説明や「アジア」の施設を目指すことなど分刻みのスケジュールで大変お忙しい中、長時間に渡り会談することができました。福島先生はアメリカに滞在しておりますが、年に数回手術のために来日されております。



福島先生と町長



福島孝徳記念クリニックの概要

場 所 長柄町国府里地先
 診療科目 脳神経外科・外科・リハビリテーション科
 病床数 19床（脳ドック併設）
 敷地面積8,700㎡ 建物面積2,700㎡
 延床面積 11,000㎡ 6階建
 正・准看護師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を募集中。
 塩田病院人事担当 ☎0470-73-1221

工業統計調査にご協力を！

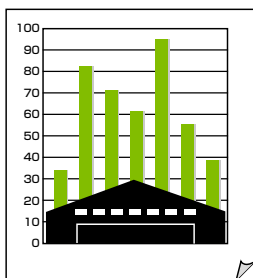
経済産業省では、毎年12月31日現在で「工業統計調査」を県、市区町村を通じて実施します。

これらは、製造業を営む事業所を対象に工業の実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、国や県、市区町村が行う産業振興政策などの各種施策を決める基礎資料として広く利用されています。

調査をお願いする事業所には今年も12月中旬から1月にかけて調査員がお伺いしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

調査内容は経営組織、従業員数、製造品出荷額、原材料使用額などとなります。



問い合わせ先 企画財政課 ☎35-2110

車両全面通行止めのお知らせ

道路改良工事のため、下図の区間（長柄町上野地先）について、3月23日まで車両全面通行止めとなりますので、ご協力お願い致します。



※ 通行止め期間は上記のとおりですが、工事が完了次第、開放致します。

問い合わせ先

発注者 建設課 ☎35-2114
 施工者 株式会社緑川組 ☎34-8311
 施工者 関東建設株式会社 ☎24-2262

平成19年から あなたの所得税・住民税が変わります。

●平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

「何が変わるの？」

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲（ぜいげんいじょう）」。

税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

「どう変わるの？」

所得税 **平成19年1月分から適用** → 4段階の税率を、**6段階に細分化**
（所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計）

住民税 **平成19年6月分から適用** → 3段階の税率から、**一律10%に**
（県民税4%・町民税6%）

ほとんどの方は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることとなります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

モデルケース 税源移譲による負担変動（年額）

独身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000円	64,500円	188,500円		62,000円	126,500円	188,500円		0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円		160,500円	260,500円	421,000円		0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円		376,500円	404,500円	781,000円		0円

夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0円	9,000円	9,000円		0円	9,000円	9,000円		0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		59,500円	135,500円	195,000円		0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		165,500円	293,500円	459,000円		0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。（詳しくは左のページをご覧ください）

◎税源移譲以外の主な変更点

●定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)

平成18年

所得税：平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)
住民税：平成18年6月分から
税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)

平成19年以降

所得税：
平成19年1月分から廃止
住民税：
平成19年6月分から廃止

モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入700万円(年額)



平成18年
住民税 196,000円
・定率減税 △14,700円
所得税 263,000円
・定率減税 △26,300円
合計 418,000円

平成19年
住民税 293,500円
所得税 165,500円
合計 459,000円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

●住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度

合計所得金額
125万円以下の方
非課税

平成18年度以降

経過措置として
平成18年度は税額の3分の2を減額
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

モデルケース 70歳独身・年金収入200万円(年額)

平成17年度

住民税 **非課税**
所得税 34,800円
・定率減税 △6,960円
合計 27,840円
(税額 27,800円)

平成18年度

住民税 19,900円
・定率減税 △1,500円
・(住民税-定率減税)× $\frac{2}{3}$ △12,267円
所得税 34,800円
・定率減税 △3,480円
合計 37,453円
(税額 37,400円)

平成19年度

住民税 37,300円
・住民税× $\frac{1}{3}$ △12,434円
所得税 17,400円
合計 42,266円
(税額 42,200円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

※各モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

第58回 人権週間 12月4日～12月10日

人間は、だれでも「幸福な生活を送る権利」を持っています。これが人権といわれるもので、人間が人間らしく生きるためになくてはならない権利です。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、この大切な権利を守るために努力していますが、特に、毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるため、市町村や関係機関の協力を得て、全国で講演会・座談会・映画会・特設人権相談所（又は法務総合相談所）の開設など、各種の行事を行っています。

また、人権週間には、その時々的重要な人権問題を強調事項として取り上げ、解決に努めてきましたが、58回目に当たる今年の強調事項は次のとおりです。

- 育てよう 一人一人の 人権意識
— 思いやりの心・かけがいのない命を大切に —
- 女性の地位を高めよう ● 子どもの人権を守ろう ● 高齢者を大切に作る心を育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう ● 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう ● 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう ● 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害はやめよう ● 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう ● 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

◎あなたの人権は守られていますか。 ◎他人の人権を侵していませんか。

この機会に、人権についてもう一度考えてみてはいかがでしょうか。

みなさんが、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、困りごとや心配ごと、また、子供のいじめ問題での悩みごとなどがありましたら、下記法務局等へ遠慮なくご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

名 称 (氏 名)	所 在 (住 所)	電話番号
千葉地方法務局茂原支局	茂原市高師1836—1	24—2188
人権擁護委員 御園生國吉	長柄町味庄68—2	35—3034
人権擁護委員 尾高正男	長柄町榎本372	35—3006
人権擁護委員 神崎正志	長柄町刑部3046	35—3023
長柄町役場 保健福祉課	長柄町桜谷712	35—2414

「特設人権相談所」の開設

茂原人権擁護委員協議会と千葉地方法務局茂原支局では、人権週間にちなみ、次のとおり特設人権相談所を開設しますので、お気軽においでください。

- ◆日 時 12月11日(月) 午前10時～午後3時
- ◆場 所 長柄町福祉センター
- ◆相談内容 いじめ、親子・夫婦・扶養・相続などの家庭問題、借地・借家・名誉・信用・差別・いやがらせなど、人権上の問題や悩みごとなど
- ◆相談員 人権擁護委員・法務局職員

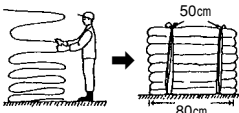

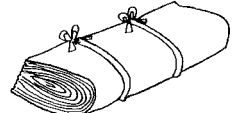
農家の皆さんへ ●●● 農業用廃プラスチック回収のお知らせ

使用済みのビニールを、
ゴミにはしてはいけません

リサイクルし、床材等の
原料に再生しましょう。

- 回収日時 12月9日(土)
午前9時～11時
- 集積場所 JA長生 日吉支所
- 処理料金 1kg当り10円(現金)

搬入対象品目規格

対象品目	規格(重さ15kg程度まで)	結 束
●塩化ビニールフィルム	つづら折り 	ハウスから取り外した被覆資材と同種類のものを紐にする。
●ポリエチレンフィルム ●農酢ビ ●農PO(軟質系) 【スーパーソーラー】	同上又は杭を利用したグルグル巻き 	同上又はマイカー線
●肥料袋 ●培土袋		1梱包概ね10kg程度で二つ折り・ニカ所縛りで荷崩れしないようにする。

搬入上の注意点

- ①塩ビ・ポリ等それぞれ区分して梱包してください。
- ②フツソ系、硬質フィルム、育苗箱、糸入塩化ビニール、塩ビ管等については受け付けできません。
- ③針金・ホッチキス針等の金属類、木片、ハウスバンド、破れ補修テープ、ハトメ等は完全除去を心がけてください。(付着した土砂は、ふるい落としてください。)
- ④極力水分は付着させないでください。
- ⑤張り替え後のビニールについては、日焼け、劣化防止対策をしてください。

長柄町農業用廃プラスチック対策協議会
役場産業課内 ☎35-4447

建設残土などで、農地に盛土・埋立を行う行為は、 一時転用の許可が必要です。

＜農地所有者の皆様へ＞

農地造成と称して、残土処分や産業廃棄物処理が行われ、結果的に農地として使えない土地となってしまうことを防ぐ必要があります。

◆農地の所有者を含め違反転用者には厳しい措置がとられます。

- ・県と農業委員会が工事の中止等を指示し、もとの農地に復元させることがあります。
- ・3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられることがあります。

農地は狙われています。安易に土地の提供を行うと…。



■「無料で畑を使い
易くしてあげます」
といわれ、結果、産
廃を埋められる。



■「資材置場にさせ
て下さい」といわれ、
結果、廃棄物の山積
み…

＜平成18年12月1日から、届出の名称・様式などが変わります＞

山砂、山土砂等で埋立を行う場合は、工事の1ヶ月前までに、農業委員会に軽微な農地改良の届出を行ってください。この場合、以下の条件を全て満たしている必要があります。

- 1) 平均盛土厚さが1.0m未満であること。
- 2) 赤道や青道の構造等を変更しないこと。その他、他法令の許認可等を要するものでないこと。
- 3) 工事に要する期間が3か月を超えないこと。

問い合わせ先 農業委員会 ☎35-4447 (注) 従来の客土届出は廃止します。

<http://www.town.nagara.chiba.jp/main/nougyou/08.doc>

『第3回エコフェスタin千葉』

開催される

去る、10月14日・15日に長柄町都市農村交流センターを会場に長柄町の共催にて盛大に開催され2日間で延べ15,000人を超える来場者で賑わいました。

当日は、「自然と共にゆっくりと」を合言葉に第1会場では、全国各地からカーバー（彫刻家）26名が集まり、スタートの合図により3時間の競技時間内に「生きている仲間たち」をテーマに両手でチェーンソーを持ち、直径約35cm・長さ120cmの杉丸太の彫刻に挑みました。

作品はオークションによりすべて落札され、技の妙と自然と森林に親しむ大切さを訴える場となりました。

第2会場では、本年度より千葉県を中心とする手作り作家による「100人手作り村」が開催され、昔ながらの伝統工芸をはじめとして木工・竹細工・陶芸・手芸小物・海・花・食・チェーンソーの各集落で延べ121店が2日間にわたって出店していただきました。

また生涯クラブの方々もボランティアで正月飾りや、わらぞうりの制作実演と来場者に制作体験もさせており、体験者から大変喜ばれておりました。

◎ギャラリー開催のお知らせ

12月1日～1月15日の間、役場1階ギャラリーにてエコフェスタin千葉の大会の様を撮った写真やカービング作品を展示しておりますので是非見に来て下さい。



ながら新鮮 いきいき まつり開催される

11月3日に長柄農林商工まつりが長柄町役場庁舎前駐車場を会場に盛大に開催されました。

当日は、農林産物販売をはじめ、商工コーナー・観光コーナー・行政コーナー・無償配布・試食会・商工会サービスチップによる抽選会などを催し、農・商・工業・観光業を営む皆さんと行政を加え消費者の皆さんの交流の場となりました。



また、ステージイベントとして当日、飛び入り参加で悠久 絆連 (http://heartland.geocities.jp/yuukyuu_kizuna/) の皆さんがよさこい踊りを披露してくださり、まつりがいっそう華やかになりました。好天にも恵まれ、都市部と農村が交流できる環境の下、時間の経つのも忘れるほど大盛況のうちに終了いたしました。

なお、今回のまつりに際し、多数の団体のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

スポーツの秋

NAGARA Sport Festival

長柄町体育大会成績表

種 目	優 勝	準 優 勝
インディアカ	おさかべ	いちのみや(一宮町)
バレーボール	若葉クラブ	みのりクラブ
ミニバスケットボール	ジャングルベアーズ(長柄町)	ウェストMBC(茂原市)
優秀選手賞	ジャングルベアーズ(長柄町)	6年: 柴崎実月
	豊岡MBC(茂原市)	6年: 篠原早紀子
	キッドシャーク(茂原市)	6年: 今関綾乃
	ウェストMBC(茂原市)	5年: 高梨優依
	二宮フェニックス(茂原市)	6年: 河野なな
	長南グリーンウェーブ(長南町)	6年: 月崎亜美
ソフトボール	国府里さとみ会	上野
軟式野球	ヤングース(長柄町)	ブービーズ(長柄町)
グラウンドゴルフ	総合: 大和久 豊	吉橋義展
	女: 蒔田千代	矢部菊枝
ゲートボール	水上A	水上B
ゴルフ	総合: 石垣 誠	木嶋孝臣
	女: 蒔田京子	蒔田節子
	シニア: 矢代 孝	渡辺君夫



町体育大会ミニバスの部で優勝したジャングルベアーズ



長生スポレク祭 団体の部 準優勝と3位に入賞

長生地区スポーツ・レクリエーション祭

グラウンドゴルフ		10月22日長生村尼ヶ台総合公園運動場	
団体の部	準優勝: 長柄町男組	吉橋義展・荒井 勇・大野成美・大和久豊・田辺紀吉・増田嘉拓	
	第3位: 長柄町女組	蒔田千代・蒔田節子・大和久そよ・鈴木しげ子・蒔田正子 矢部菊枝	
個人の部(総合)	準優勝 大野成美(刑部)	第3位	矢部菊枝(山之郷)

長柄町設置型浄化槽整備及び管理事業の概要

〈汚水処理人口普及率100%を目指します。〉

- 『恵まれた自然環境を保全し、環境と共生する町』を目指して、“浄化槽市町村整備推進事業”により、平成16年度から10年間で整備します。
- 長柄町の生活排水処理は、浄化槽事業と農業集落排水事業により進めます。

〈町が合併処理浄化槽を設置し維持管理をします。〉

- 平成16年度より環境省補助事業の浄化槽市町村整備推進事業により、町が主体となり、浄化槽の設置と維持管理を行います。
- 浄化槽市町村整備推進事業は平成15年度から「浄化槽による汚水処理が経済的に効率的な地域として環境大臣が認める地域」が補助要件として追加となり、長柄町全域が補助対象となりました。

〈高度処理型浄化槽を設置します。〉

- 恵まれた自然環境を保全するため、高度処理型（窒素除去型）浄化槽を設置します。（BOD10mg/ℓ・T-N10mg/ℓ）

〈既に合併処理浄化槽をご利用の方は、町への寄付を〉

- 個人で設置した合併処理浄化槽を町へ寄付申請することにより、使用料金を納めるだけで維持管理は町が行います。（法定検査・保守点検・汚泥汲取り）

個人の費用負担

◆浄化槽設置時

- ・分担金：工事の発注前までに町へ納付

区 分	金 額
5人槽	100,000円
7人槽	120,000円
10人槽	150,000円

【人槽基準】

- 130㎡未満 ⇒ 5人槽
- 130㎡以上 ⇒ 7人槽
- 2世帯家屋 ⇒ 10人槽
(台所及び浴槽が2箇所以上)

- ・その他の工事費：流入、流出管工事、特殊工事（車載対応、擁壁工事等）

◆維持管理時

- ・使用料金：2ヶ月に一度、奇数月に徴収します。

区 分	基本料金（月額）	付加料金（月額）
一般住宅（専用）	1戸当たり1,050円	世帯員1人当たり525円
共同・併用住宅	1戸当たり2,100円	汚水量1㎡当たり157円

例) 一般住宅4人家族の1ヶ月分の使用料金

基本料金	1,050円
付加料金（525円*4人）	2,100円
1ヶ月の使用料金	3,150円（消費税込み）

平成18年度長柄町設置型浄化槽整備事業の受付終了について

平成18年4月1日より申請を受付しておりました町設置型浄化槽整備事業については、11月20日を持ちまして今年度の申し込みを終了いたしました。

平成19年度事業につきましては、4月より受付を予定しております。

また、個人で設置した合併処理浄化槽の町への寄付申請につきましては、随時受付しておりますので、詳しくは生活環境課までご連絡ください。

◎長柄町設置型浄化槽の管理について

最近見知らぬ業者が点検業者を装い、違法に料金を請求する事件が起きております。これについて、皆様役場以外に料金を支払うことはありません。ただし既設プロワの本体故障時は、役場より連絡を差し上げることでありますので、ご了承ください。

尚、使用料につきましては、使用者からご指定された口座より自動引落としさせていただきます。

浄化槽整備事業の事前把握についてお知らせ

(平成19年度：浄化槽設置を予定の方・新築を計画の方：ご連絡下さい。)

平成19年度事業につきまして、平成19年4月より受付を開始いたしますが、円滑な事業の推進を図る為、事前に基数の把握をしたいと考えておりますので、希望される方は生活環境課環境整備係までご連絡下さい。

尚、この事業に対し交付される転換補助金・排水処理装置補助金については、予算の範囲以内となります。

※転換補助金：単独浄化槽の撤去費用に対し補助

※排水処理装置補助金：蒸発拡散装置、排水溝への放流ポンプ装置設置に対し補助

【把握内容】

1. 住所
2. 氏名
3. 電話番号（昼間連絡の取れる番号）
4. 浄化槽の人槽（5・7・10人槽）
5. 浄化槽の使用人数
6. 今現在の排水処理方式（汲取り式・単独浄化槽）

【把握期間】 11月21日(火)～12月8日(金) ※土日祭日を除く

【把握場所】 長柄町役場 生活環境課 環境整備係

※御来庁または電話連絡にてお願い致します。

※この調査は来年度の浄化槽設置基数の事前把握となります。正式な受付は平成19年4月からとなります。

詳細につきましては、おって町広報誌にて報告致します。

ご協力お願い致します。

～犬の登録抹消の手続きについてのお願い～

長柄町では平成18年11月1日現在、犬の登録は1,175頭となっておりますが、平成18年度狂犬病予防注射をした犬は、わずか482頭です。

登録をしたまま、既に犬が死亡していたり、行方不明等により犬がいない場合は、登録抹消の手続きが必要となりますので、役場生活環境課までお越し下さい。

なお、狂犬病の予防注射を済ませていない方は、早急に注射を実施し必要な手続きを済ませて下さい。

〈野外での焼却は禁止されています〉

廃棄物の野外焼却は原則禁止されています。

家庭のゴミは分別し、指定された集積所に出してください。

また、事業所等から出るゴミ等は、直接、広域市町村圏組合環境衛生センターへ自己搬入してください。

なお、次のような焼却は認められています。

1. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの。
(落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤー等)
2. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。
(稲わら、草の焼却、伐採した枝の焼却)
3. 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。
(どんと焼き、しめ縄等を焼却する等)
4. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却。
(道路・河川管理者による、管理を行うために伐採した草木等)
5. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、緊急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却。(災害時における木屑等の焼却)

※ドラム缶等により焼却する行為は認めておりません。

また、廃棄物の焼却によって周辺住民から煙害による苦情が生じる場合は、軽微な焼却として認めておりません。



問い合わせ先 生活環境課 ☎35-2439

野外での焼却について 東上総県民センター 地域環境保全課 ☎26-6731

お知らせ



◆◆◆ 税務署からのお知らせ ◆◆◆

最近、国税局収税課という部署名を騙り、納税過払い金の還付を装った文書が送付されております。

国税局及び税務署に「収税課」という部署はありませんので、送付された文書にある電話番号には、絶対に連絡をしないようにご注意ください。

なお、不審な文書等が届いた場合には、税務署までご連絡願います。

問い合わせ先 茂原税務署 ☎22-2166

平成19年度「保育所の入所申し込み受付について」

長柄町立保育所では、12月1日から12月15日まで長柄保育所で19年度の入所申込書の受付をいたします。

入所の基準

保育所への入所は、児童の保護者が居住内外で日中子供と離れて労働する状態としていること。また、同居の親族が就労・病気等で児童の保育にかけると認められる場合です。



申し込みに必要なもの

1. 保育入所申込書

役場保健福祉課窓口及び各保育所に用意してあります。

2. 父母及び同居親族の労働等を証明する書類

雇用・内職証明書は、添付されています。その他の書類は各保育所に申し出てください。

3. 所得税額を証明する書類

勤務先から源泉徴収票が発行される方（父母共受け取り次第必ず提出してください。）確定申告をする方（申告後直ちに控えのコピーを長柄保育所に提出してください。）申込書に添付してある説明書をよくお読みになり、期日までに申し込んでください。

年度途中の申し込みについて

年度途中で止むを得ず保育所への入所を希望する方は、毎月1日から15日まで長柄保育所で受付しております。申し込みに必要な事項は前述と同じです。

問い合わせ先 長柄保育所 ☎35-3102

欧米でも健康に関心の高い人達の間では「豆腐」「みそ」「米」「魚」「野菜」といった食材と和の調理法が賞賛されています。日本型食生活の優れている点は、ごはんを中心に、

子供たちまでその影響を受けています。いま、見直すべきは日本人が伝統的に食べ続けてきた食事のすばらしさではないでしょうか。

日本人が長い間食べ続けてきた伝統食が、長寿国日本を支えてきたといえるのでは……？

欧米化が進んでいる食生活、このことによってもたらされた様々な弊害が、いま現代人を苦しめています。動物性食品のとり過ぎなどによる栄養の偏り、肥満、生活習慣病の増加……。そして、

大豆などの植物性たんぱく質やたくさんの野菜を組み合わせている点です。脂質は少なめで、海の幸、山の幸を上手に組み合わせた調理法にもさまざまな健康の知恵が隠されています。

〈日本型の食生活を見直そう〉

食事について
考えてみよう③

毎月19日は食育の日



お知らせ

㈱サカモトの商品券をお持ちの方へのお知らせ

㈱サカモト（千葉県茂原市）が破産したため、使用できなくなった同社発行の商品券（お買物券は還付の対象とはなりません。）をお持ちの方は、前払式証票の規制等に関する法律に基づき同社が供託した発行保証金から還付（申出金額未済）を受けることができますので、還付を希望される方は権利の申出を行って下さい。

申出受付期間 12月26日(火)まで

○郵送で申出を希望される場合の宛先・照会先

〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
関東財務局 理財部 金融監督第5課
☎048-600-1152

○千葉財務事務所への直接申出を希望される場合の受付場所・照会先

《受付場所》千葉市中央区椿森5-6-1
関東財務局 千葉財務事務所 理財課
☎043-251-7214

《受付時間》午前9時～午後5時
(除く土、日曜、祝日)

○現地受付期間

12月15日(金)～12月16日(土)

○現地受付での申出を希望される場合の受付場所

《受付場所》茂原市道表1
茂原市役所 5階502会議室
《受付時間》午前10時～午後4時

*申出には所定の申出書、商品券等が必要で

*全額は還付されません。

問い合わせ先

関東財務局 千葉財務事務所
理財課 ☎043-251-7214

第7回「ちば環境再生基金」 公募助成のお知らせ

ふるさと千葉県の自然環境の保全と再生のため、NPO等が千葉県内で行う活動に対して経費の一部を補助します。

対象となる活動

- (1) 自然環境の保全・再生
- (2) 体験的環境学習
- (3) 省資源・リサイクル

助成金額

助成対象経費の2分の1以内又は50万円のいずれか低い額を限度として助成します。

対象事業の実施期間

平成19年4月1日～平成20年3月31日

募集期間

平成18年12月1日(金)～28日(木)

問い合わせ先

〒260-0024

千葉市中央区中央港1-11-1

財)千葉県環境財団環境再生基金チーム

☎043-246-2091 ☎043-246-6969

調理師の皆様へ

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している人は、平成18年12月31日現在の就業状況を平成19年1月15日(月)までに、知事に就業届を提出することが義務付けられています。詳しくはお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

長生支部事務局 小関 ☎24-4429

「電話のユニバーサルサービス制度」が今年度からスタートします。

日本全国どこに住んでも等しく提供される加入電話システムをはじめ、公衆電話、緊急通報(110番・119番等)などの「ユニバーサルサービス」は、携帯電話やIP電話の普及及びサービス競争の進展等により通話料金が安くなる一方で、制度を維持するための費用が不足してきています。このため、NTT東西を含む固定電話・携帯電話・IP電話等の電話会社56社が協力して費用を出し合う「ユニバーサルサービス制度」がスタートします。

制度の円滑な運営のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 関東総合通信局

電気通信事業課 ☎03-5220-5685

農業をやりたい方、 深めたい方 募集中

農業に興味はあるけど、やったことがない。お米は作っているけど、兼業であり、作業一つ一つの意味は何となくしか知らない。退職後は、農業をやりたい。そんな方を対象に、千葉県長生農林振興センターでは、農業基礎講座「長生地域いきいき農業セミナー」を開催しています。

①「お米の作り方」講座

お米の一生の理解と、上手な米作りのポイントなど

②「野菜づくりにチャレンジ」講座

季節ごとに作れる野菜の紹介、栽培に向けての事前準備(道具)など

期 日 ①平成19年1月18日(木)

午前10時～

②平成19年1月18日(木)

午後1時30分～

場 所 ①②とも長生合同庁舎

その他 年齢は原則35歳以上。定員は各講座30名程度。

参加費は原則実費を頂きますが、1月18日は無料。

①②とも2回目(2月下旬を予定)以降は実習を中心に行う予定です。

申込・問い合わせ先

〒297-0026 茂原市茂原1102-1

千葉県長生農林振興センター改良普及課(担当:嶋野)

☎22-1771 ☎25-2061

アレルギー講演会

日 時 12月20日(水)

午後2時～3時30分

会 場 長生合同庁舎 4階会議室

内 容 講演「気管支喘息の治療と日常生活について」

定 員 先着50名

締め切り 12月13日(火)まで

申し込み先

長生保健所 地域保健福祉課

☎22-5167 ☎24-3419

多重債務110番

千葉司法書士会では、金融、カード、住宅ローン等による多重債務者のための無料電話相談を開催します。面談も可。

法的知識がないばかりに、過払い金の返還請求をしていない、悪質な取立てや高利な不動産担保ローンで自宅を手放さざるを得ない状況になっている、ヤミ金、紹介屋や整理屋提携といった違法業者の被害に遭っている場合は、一人で悩まずにまずご相談ください。

日 時 12月9日(土)、10日(日)

午前10時～午後3時(両日とも)

場 所 千葉司法書士会館

千葉市美浜区幸町2-2-1

(JR西千葉駅から徒歩10分)

※駐車場がありませんので、公共の交通機関をご利用下さい。

相談専用電話 043-243-4144 (12月9、10日のみ利用可能)

相談方法 電話相談。面談希望なら事前予約を。相談は無料です。

予約・問い合わせ先

ちば司法書士総合相談センター

☎043-204-8333 ☎043-247-3998

労災職業病なんでも 相談会を開催します

日 時 12月16日(土) 午後1時～4時

会 場 船橋市勤労市民センター

3階 第4会議室

(☎047-425-2551)

対応者 弁護士 社会保険労務士

ソーシャルワーカー 他

費 用 無料

その他 予約不要・当日受付

問い合わせ先

千葉中央法律事務所 ☎043-225-4567

税務相談会のお知らせ

商工会では、税理士による税務相談会を行います。

年末調整及び消費税の相談等にご活用ください。

講習会 12月11日(月)・18日(月)

平成19年1月9日(火)

午後1時30分～午後4時30分

会 場 長柄町商工会館

対 象 町内で事業を営む方

問い合わせ先

長柄町商工会 ☎35-3450

利用できる金融機関

- ・長生農協
- ・千葉銀行
- ・千葉興業銀行
- ・京葉銀行
- ・みずほ銀行
- ・りそな銀行
- ・東京スター銀行
- ・房総信用組合
- ・市原市農協
- ・郵便局

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び介護保険料の納付は、口座振替が便利です。

この制度を利用すると、左記の金融機関または郵便局の預貯金口座から振替によって納税することができますので、手数が少なくて済み、大変便利です。

新たに口座振替を希望される場合は、預貯金先金融機関または役場税務課に「口座振替依頼書」を提出してください。

「口座振替依頼書」は、役場税務課、長生農協の町内各支所、町内の郵便局に備え付けてあります。

納税義務者ごとに申し込みが必要になりますのでご注意ください。

納税には

安心便利な

口座振替を

今月の納税のお知らせ

● 国民健康保険税 第4期 ● 介護保険料 第4期

納付期限は、11月30日（木）です。納め忘れのないようご注意ください。

※口座振替申し込みの方は、納付期限の前日までに口座の残高確認をお願いいたします。

悪質商法の手口と注意点・対処法

近年、悪質な住宅リフォーム工事など、悪質商法による被害が増えています。

ここでは、悪質商法の手口と対処法をご紹介します。

1 悪質な住宅リフォーム工事

● 悪質業者は、「雨どいの清掃」、「配水管の清掃サービス」などといって、住宅リフォーム工事の勧誘であることを隠して近づきます。

● そして、「瓦がズレていますよ」、「床下がひどい湿気でカビだらけですよ」と不安をあおり、

● 「ウチで工事をすれば大丈夫」、「今日工事をすればサービスマスですよ」といって、高額な契約を急がせます。

《注意点・対処法》

○ 本日に工事が必要かどうか、知り合いや地元の工務店に相談しましょう。

○ 言いなりになって契約すると、外壁工事、風呂工事と次々と契約させられることもあります。

○ 高額な工事は誠意のある業者2〜3社から見積もりを取ると、妥当な額がわかります。

2 点検商法

● この商法の特徴は「水道局の方から水質検査に来ました」、「布団の無料点検で回っています」と、点検と称して近づき、

● 「こんな水を飲んでいるとガンになる」、「こんな布団に寝ていたら病気になる」といって健康上の不安をあおり、

● 「浄水器で有害物質を取り除ける」、「今、キャンペーン中でよい布団が安く手に入るから買ったほうがいい」といって、高額な契約をさせるものです。

《注意点・対処法》

○ 無料点検等と言ってきた場合は、「タダより高いものはない」と考えてみることでず。

○ 水道局や保健所から来ましたがと言ってきた場合は名刺をもらい、「役所に電話して確かめる」といつてみましょう。

3 催眠（SF）商法

● この商法は、空き店舗などを特設会場として閉め切った状況にし、そこで安い日用品などを次々競わせて販売し、

異様に興奮した雰囲気の中に高額な健康食品セットや電気治療器、浄水器、布団などを販売するものです。

《注意点・対処法》

○ 会場を興奮状態にして、冷静な判断ができなくなる場合もあります。不安になったら、すぐ会場を出しましょう。

○ 浄水器や布団は、近所のデパートやスーパーなどで価格の比較をしてください。

○ 慢性病で治療中であれば、治療器、健康食品の購入前に、主治医に相談してください。

4 資格商法（電話勧誘）

● この商法は、職場や自宅に「社会保険労務士の講座を受けませんか?」、「宅建講座を受けませんか?」などと電話でしつこく勧誘するものです。

● 関係省庁の外郭団体など公的機関を装って勧誘する業者もいます。

● 過去に受けた講座は修了しているにもかかわらず、「講座はまだ継続しているので、手続きが必要ですよ」と以前講座を契約した会社から業務を引き継いだと称する業者からの電話勧誘があり、高額な教材の契約をさせられた事例もあります。

《注意点・対処法》

○ あいまいな返事をせず、きっぱり断ることが大切です。

○ 過去の契約について、すでに終了している場合は、取り合わずきっぱりと断りましょう。

○ 公的な機関が消費者に勧誘を行うことはありません。

5 内職商法

● この商法は、「自宅でできる仕事」、「素人でも歓迎」などと広告、ホームページ、電話で誘います。

● 話を聞いてみると、仕事をするために必要な道具、例えば、パソコンの購入、教材の購入など、多額の金銭負担を求められます。

● 契約してみると仕事はほとんどなく、購入した商品の代金が残っているということになります。

《注意点・対処法》

○ 高額なパソコンや教材の購入が条件と言われたら要注意。

地域安全ニュース

窃盗犯捜査にご協力を

今年の窃盗事件の発生は、一昨年、昨年に比べ減少傾向ではありますが、まだまだ厳しい状況であることに変わりはありません。

特に、住宅対象の侵入盗については、他の窃盗事件が減少しているなか、昨年同期に比べ、増加傾向にあります。「ピッキング・サムターン回し」と呼ばれる特殊な用具を使用しての侵入手段には、防犯に強い鍵との交換、内鍵（サムターン）への囲い、「ガラス破り」などには、窓ガラス用防犯フィルムや窓ガラスへの補助錠、侵入警報装置などを設置しましょう。

窃盗犯捜査にご協力を

警察では、犯人検挙に全力を挙げています。皆様のご協力をお願いします。

○小さな情報でもまとまれば一つの形が見えてきます。「ちよっとおかしいかな」「見慣れない車が止まっているな」と思ったら、特徴、ナンバーをメモするなどして迷わず警察に通報してください。

○現場には、犯人に結びつく目に見えない証拠がたくさん残されています。万が一被害に遭ってしまったら、警察官が到着するまで触れずに『そのまま』お待ちください。

パトロールにご協力をお願いします

交番・駐在所やパトカーなどで勤務している「地域警察官」は、皆さんの安全で安心できる生活を守るため、昼夜を問わずパトロールをして、犯罪の予防や犯人検挙などを行っています。不審な人物や車を見かけた場合は、その特徴やナンバーを覚えて、迷わず110番通報するなど、ご協力をお願いします。

ひったくりなどの被害に注意！

ひったくり、車上ねらい、自動車・オートバイ・自転車の盗難などの犯罪は皆さんの身近なところで発生しています。この様な犯罪の被害を受けないよう、十分に注意しましょう。

ひったくりの被害に遭わないためには…

- 明るく人通りの多い道を選びましょう。
 - バッグは車道と反対側の手に持ちましょう。
 - 自転車の前かごにはカバーをしましょう。
 - 金融機関などの行き帰りは特に注意しましょう。
- 万一被害を受けてしまったら…**
- 大きな声を出して助けを求めましょう。
 - 犯人の特徴、車やオートバイのナンバーを覚え、すぐに110番しましょう。

指名手配被疑者の検挙にご協力を！

平成18年9月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、警察庁指定特別手配被疑者として地下鉄サリン事件などで特別手配しているオウム真理教関係被疑者3人をはじめとして、約2,200人に上っております。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件、暴行、傷害等の粗暴事件、窃盗事件、詐欺、横領等の知能犯事件などに関して手配されており、再び犯行を繰り返すおそれがあるので、早期に検挙しなければなりません。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定して、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙の取り組んでいるところです。

この指名手配被疑者の発見に向けた各種捜査活動には、町民のみなさんのご協力がぜひとも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見かけたといった情報等、どんなささいなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いします。

- ☆「事件かな」と思ったら迷わず110番を！
- ☆犯罪について知っていることは積極的に通報を！
- ☆聞込み捜査にご協力を！
- ☆被害にあったときは必ず届出を！

連絡先110番又は
茂原警察署 ☎22-0110

なお、オウム真理教特別手配についての情報は、次のフリーダイヤルを設けています。

☎0120-006024（オウム24時間）

役 場

その他

公共施設 電話案内

総務課	35-2111
企画財政課	35-2110
税務課	35-2112
住民課	35-2113
建設課	35-2114
生活環境課	35-2439
産業課・農業委員会	35-4447
保健福祉課	35-2414
教育委員会（学校教育課）	35-2437
議会事務局	35-2438

保健センター	35-2486
福祉センター(社会福祉協議会)	30-7200
シルバー人材センター	
給食センター	35-2003
都市農村交流センター	35-0055
公民館・生涯学習課	35-3242
長生広域消防本部	24-0119
味庄分遣所	35-2441
長生広域水道部	23-9491
環境衛生センター(ゴミ処理場)	23-4944

各種相談日程

心配ごと相談

相談日 12/1(金) 12/20(水)
 受付時間 午前10時～午後3時
 場所 町福祉センター
 ☎(35)02600

人権相談

●いじめ
 ●扶養相続等の家庭問題
 ●いやがらせ等の悩みごと

相談日 12/11(月) 12/20(水)
 受付時間 午前10時～午後3時
 場所 町福祉センター
 ☎(35)02600

行政相談

相談日 12/11(月)
 受付時間 午前10時～午後3時
 場所 町福祉センター
 ☎(35)02600

※心配ごと相談・人権相談・行政相談については、相談日に限り電話でのご相談も受付しています。

女性の健康相談

相談日 第2火曜日
 第4水曜日 (予約制)
 受付時間 午後1時30分～午後3時
 場所 地域保健福祉課
 ☎(22)5914

未熟児健康相談

相談日 第1木曜日
 受付時間 午後1時～午後2時
 場所 地域保健福祉課
 ☎(22)5167

こころの健康相談

相談日 第1・3月曜日(予約制)
 第2火曜日(予約制)
 受付時間 午後2時～午後3時30分
 午後3時30分～午後4時30分
 場所 地域保健福祉課
 ☎(22)5167

こどもの発達相談

相談日 第4火曜日(予約制)
 受付時間 午後1時～午後4時
 場所 地域保健福祉課
 ☎(22)5167

骨髄バンク登録受付

相談日 第1・3火曜日(予約制)
 受付時間 午後1時
 場所 健康生活支援課
 ☎(22)5167

腸内細菌検査(検便)

相談日 第1・4火曜日
 受付時間 午前9時～午前11時
 場所 広域検査課
 ☎(22)5167

水質検査

相談日 指定した水曜日(予約制)
 受付時間 午前9時～午前11時
 場所 広域検査課
 ☎(22)5167

不妊相談

相談日 第2木曜日(予約制)
 受付時間 午後1時～午後3時
 場所 地域保健福祉課
 ☎(22)5914

DV相談

相談日 毎週火曜日
 受付時間 予約制(配偶者やパートナーから受ける暴力に関する相談です)
 午前9時～午後5時
 場所 地域保健福祉課
 専用電話 ☎(22)5565

エイズ検査・相談

相談日 第1・3火曜日
 受付時間 午後1時～午後2時
 第3火曜日 午後5時30分～午後7時
 場所 健康生活支援課
 ☎(22)5167

弁護士による無料法律相談

予約日 12/8(金)
 相談日 12/15(金)
 ※予約日の当日、午前9時から電話で予約の受付をいたします。
 場所 茂原市茂原1-10-2
 東上総県民センター
 問合せ先 県政情報課
 ☎(25)78300

子どもの虐待などの相談

児童福祉法が改正され相談先が広がりました。児童相談所や福祉事務所に加え、身近な市町村の窓口が子どもに関するあらゆる相談や虐待の疑いなどの連絡もお受けいたします。
 相談窓口 保健福祉課
 ☎(35)2414

健康栄養相談

相談日 12/21(木)
 受付時間 午後1時30分～午後2時
 場所 町保健センター
 ☎(35)2486

移動暴力相談

相談日 12/13(水)
 受付時間 午前10時～午後4時
 場所 茂原市茂原1-10-2
 東上総県民センター
 ☎(25)78300

交通事故巡回相談

相談日 12/12(火)
 受付時間 午前10時～午後3時
 場所 町福祉センター
 ☎(35)02600

B型・C型肝炎検査

検査日 第1・3火曜日
 受付時間 午後1時～午後2時
 検査内容 採血による検査
 場所 長生保健所1階
 ☎(22)5167

お年寄りの介護に関する相談

相談方法・お電話や来所、お手紙、どのような方法でもかまいません。家を空けられない方は、職員が訪問し相談をお受けします。
 ●専属の職員による相談日時
 月～金曜日(祝日を除く)
 8時30分～17時30分
 ●場所 長柄町立鳥597-12
 (長柄ケアセンターに併設)
 ☎(35)5588

長柄町在宅介護支援センター
 看護師 富樫 公子
 相談員 岡島 秀樹

2020年 テレフォン千葉

育児・介護などの情報を無料提供します。
 育児情報：保育所、家庭保育、ベビーシッター、学童保育等
 介護情報：高齢者向け福祉サービス、民間ホームヘルパー、老人病院、老人ホーム、介護用品等

●受付時間
 月～金曜日(祝日を除く)
 9時30分～16時30分
 ●問合せ先
 2020年テレフォン千葉
 (21世紀職業財団千葉事務所)
 ☎043(22)22020

町福祉センター ☎(30)7200(直) / 町保健センター ☎(35)2486(直)

日曜・休日当番表

日曜・休日当番医について

日曜・休日当番医は、変更となる場合がありますのでご了承ください。
 また、診療時間は午前9時(診療開始)から午後5時(診療終了)までです。※変更する場合があります。
 茂原市長生都市医師会 ☎(24)3285

月/日	茂原地区		月/日	茂原地区	
	内科系	外科系		内科系	外科系
12/3	宮本内科医院 (22)3770	山之内病院 (25)1131	12/23	聖光会病院 (35)5151	鎗田整形外科医院 (24)8686
12/10	東部台医院 (22)2455	穴倉病院 (24)2171	12/24	粒良医院 (25)8580	菅原病院 (25)1171
12/17	宮山医院 (22)4873	君塚病院 (25)1811	12/31	長生病院 (34)2121	高田整形外科医院 (22)0111

長生都市夜間急病診療所案内

診療時間：午後8時から午後11時
 診療科目：内科・小児科 ☎(24)1010 テレフォン案内 ☎(24)1011